

和寒町自治基本条例 の 逐条解説

和 寒 町

和寒町自治基本条例の逐条解説

目 次

1	条例の必要性	1
2	条例の骨子	2
3	条例の構造	3
4	条文の解説	4
	前 文	4
	第1章 総則（第1条～第3条）	5
	第2章 基本原則（第4条～第6条）	7
	第3章 町民の権利と役割（第7条～第9条）	8
	第4章 町民参画の推進（第10条～第12条）	9
	第5章 町の役割と責務（第13条～第14条）	11
	第6章 行政運営（第15条～第25条）	12
	第7章 議会（第26条～第27条）	18
	第8章 連携と協力（第28条）	18
	第9章 条例の見直し（第29条）	19

1 条例の必要性

1 自治基本条例制定に至る経過

平成 14 年から 16 年にかけて行われた市町村合併議論をとおして、本町は単独のまちづくりを進めることを決意しました。

これを受け、今後も直実に自立の道を歩み続けることができるよう、平成 17 年 9 月に「第 3 次和寒町行政改革大綱(計画期間:平成 18 年度～22 年度)」を策定し、自治基本条例の制定を目指すとなりました。

一方、総合的・計画的な行政運営の指針となる「第 4 次総合計画後期推進計画(計画期間:平成 18 年度～22 年度)」についても平成 17 年 12 月に策定され、基本方針「効率的な行政の確立」に示された主な事業に「自治基本条例の制定」が盛り込まれました。

2 条例制定の背景

地方分権の進展により地方自治体には、自己決定・自己責任に基づく自立した地方政府としての役割が求められています。しかし、厳しい財政状況のもと多様化する住民ニーズへの対応や地域課題の解決に向けた取り組みを行政だけが行うことに限界も生じており、地域の実情に合った独自性のある自治体運営が求められるようになりました。

地方分権時代のまちづくりには、参画と協働によるまちづくりの仕組みが不可欠とされ、町民と議会・行政とのパートナーシップの関係のもとで、目標を共有し、互いに力を合わせてまちづくりに取り組むことが求められているなか、様々な自治体においてまちづくりの基本原理や行政の基本ルールなどを具体的に規定した「自治基本条例」が制定されています。

3 条例制定の必要性

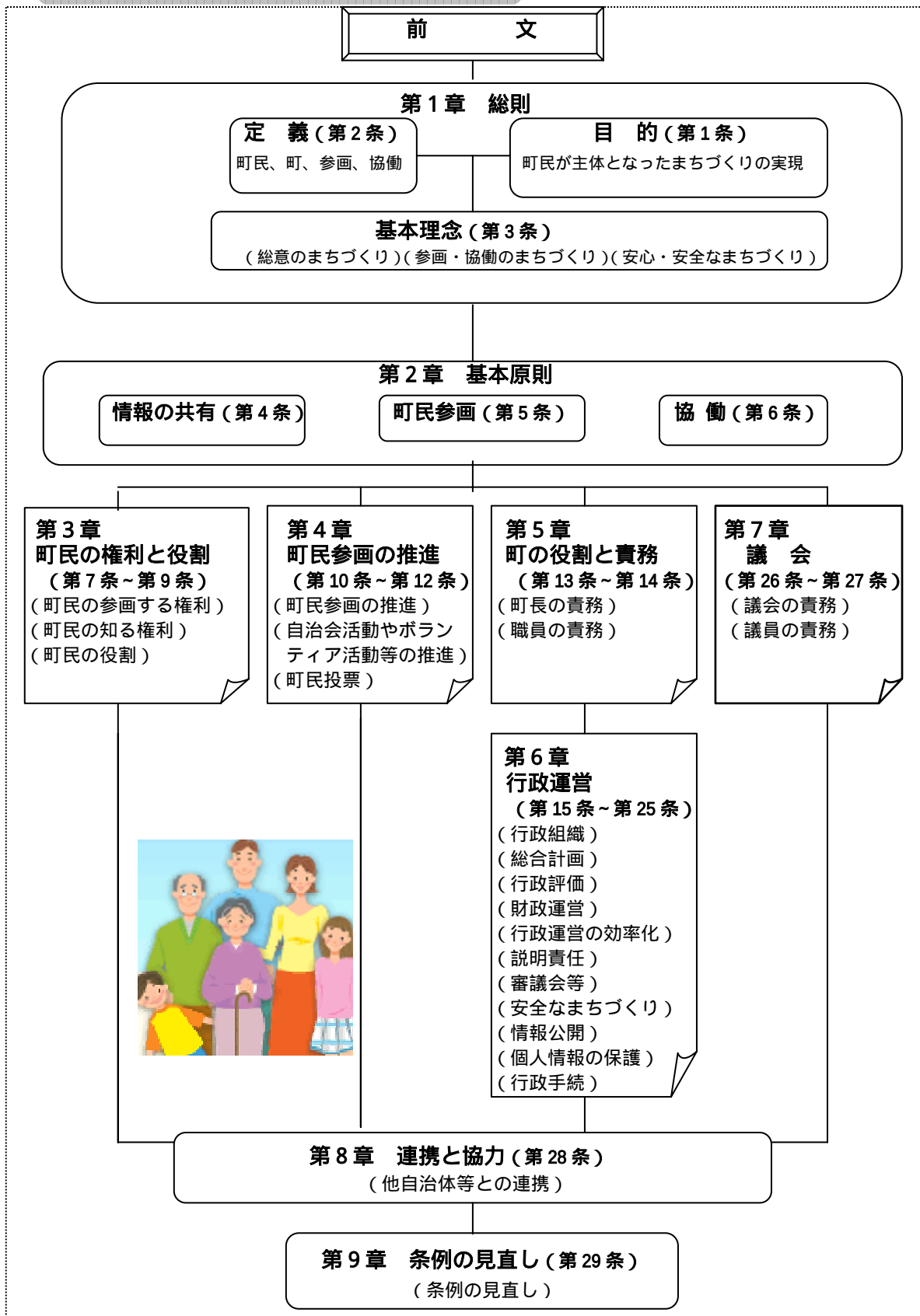
地方自治に関する抜本事項は「地方自治法」で定められています。しかし、この法律は自治体の組織及び運営に関する事項が詳細に規定されている反面、町民参画や協働又は情報公開等、今日の行政運営に当たって基本となる事項に関する規定がないため、それを補う方法として自治体が制定するのが自治基本条例です。

「和寒町自治基本条例」は、住民自治によるまちづくりのための基本理念や原則、制度などの基本ルールを定め、まちづくりに係わる私たちの権利や役割及び行政運営等について明らかにしたうえで、基本条例の趣旨をみんなが認識し、参画と協働のもと着実に実行することで、住民福祉の向上を図り活力みなぎる和寒町を目指し、策定するものです。

2 条 例 の 骨 子

条 項	内 容
前文	条例制定にあたり、その背景や趣旨について、前文を設けて明らかにしています。
第 1 章 総則 (第 1 条～第 3 条)	条例制定の目的や用語の定義、条例の目的を達成するための基本理念を定めています。 (目的・定義・基本理念)
第 2 章 基本原則 (第 4 条～第 6 条)	目的の達成や基本理念に基づくまちづくりを進めるため、町民、町議会、町がそれぞれ守ることが必要な 3 つの基本原則を定めています。 (情報の共有・町民参画・協働)
第 3 章 町民の権利と役割 (第 7 条～第 9 条)	まちづくりの主体である町民の持つ権利と果たす役割について定めています。 (町民の参画する権利・町民の知る権利・町民の役割)
第 4 章 町民参画の推進 (第 10 条～第 12 条)	まちづくりの主体である町民の町政への参画について定めています。 (町民参画の推進・自治会活動やボランティア活動等の推進・町民投票)
第 5 章 町の役割と責務 (第 13 条～第 14 条)	町の代表者である町長及び町職員が守るべき役割と責務について定めています。 (町長の責務・職員の責務)
第 6 章 行政運営 (第 15 条～第 25 条)	町民を主体とした行政運営を進めるための基本的な考え方について定めています。(行政組織・総合計画・行政評価・財政運営・行政運営の効率化・説明責任・審議会等・安全なまちづくり・情報公開・個人情報の保護・行政手続)
第 7 章 議会 (第 26 条～第 27 条)	町民に選ばれ信託された機関の議会及び議員の責務について定めています (議会の責務・議員の責務)
第 8 章 連携と協力 (第 28 条)	国、北海道、他市町村との連携、協力などの原則について定めています。 (他自治体等との連携)
第 9 章 条例の見直し (第 29 条)	条例の実効性を確保するための見直しについて定めています。 (条例の見直し)

3 条 例 の 構 造



4 条 文 の 骨 子

前 文

【解 説】

憲法のほか基本法といわれる法律等のように制定の趣旨や目的、基本的な考え方を強調する場合は前文が置かれています。和寒町のまちづくりにおける基本的なルールを定める本条例においても前文を設けます。

私たちのまち和寒町は、名寄盆地の最南端、「塩狩峠」の麓に広がり、先人のたゆみない努力と英知の結集により、幾多の困難を乗り越え、豊かな郷土として今日の発展を築いてきました。

私たちは、これまで先人が守り育てた貴重な財産を次世代へ伝えるため、町民主体の元気なまちの実現に尽くしてきました。そして、21世紀を迎えた今、私たちは一体となって、住むことに誇りと希望を抱くことのできる「わっさむ」を目指していかなければなりません。

私たちは、町民主権の民主的なまちづくりを進めるため、自治の基本的な理念を掲げ、その理念を具体化する制度・原則を明らかにする最高規範として、この条例を制定します。

【趣 旨】

本条例の制定にあたり、その背景や趣旨について明らかにしています。

【解 説】

- 1 1段落では和寒町の歴史風土について述べており、今日の発展は、たくましい開拓魂と郷土愛を持った多くの先人の努力と英知により築かれたことを再認識するものです。
- 2 2段落では和寒町のめざす姿について、このまちの恵まれた自然や住み慣れたまちなみを次の世代に守り伝えるため、私たちは目的を共有し、ともに理解・尊重しながら汗を流し、協力してまちづくりを進めており、今日、私たちを取り巻く環境が目まぐるしく変化する中であっても、私たちは「和寒町民憲章」の持つ精神に立ち、お互いに力を合わせてまちづくりを実行することが述べています。
- 3 3段落にはこの条例の位置付けとして、町民主体の自立性の高い自治を確立するための基本事項を定めた、和寒町の最高規範として制定することが述べられています。

【参 考】

「私たち」という主語は、和寒町の自治を構成している「町民」「議会」「町」の3者を表します。

「和 寒 町 民 憲 章」

わたしたちは伸びゆく和寒の町民であることに誇りと希望をもち、香り高い文化を育て明るい町づくりにつとめます

- 一 まちを美しくきまりを守って、すみよい社会をつくりましょう
- 二 心もからだもすこやかにこどもの夢をのばすあたたかい家庭をつくりましょう
- 三 みんな仲良く助け合い、仕事に汗して、ゆたかな郷土をきづきましょう

第1章 総 則

【解 説】

第1章では、本条例の趣旨を理解するため、条例の目的、重要な用語の定義を定めるとともに、この条例の目的を達成するための基本理念を第1条から第3条で定めています。

（目的）

第1条 この条例は、和寒町における自治の理念を明らかにするとともに、まちづくりに関する基本事項を定めることにより、個性豊かで活力ある自立した自治の実現を図ることを目的とします。

【趣 旨】

第1条は、この条例の目的を定めています。

【解 説】

「自分たちの課題は自分たちで考え、解決に向けて行動する」という住民自治の理念を踏まえたまちづくりを進めていくための「基本理念」と「基本事項」を明らかにすることにより、町民が主体となった自治の実現を図ることをこの条例の目的としています。

【参 考】

住民自治とは：

その地域の住民の意志に基づいて地方行政の運営が行われることをいいます。また、地方の運営は地方の住民の意思を反映した、国とは別個の統治機構によって行われることを団体自治といい、国の政府から独立した地方固有の政府の存在を認めるものです。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、次のとおりとします。

- (1) 町民 町内に住所を有する人、町内で働く人、学ぶ人、町内に事務所又は事業所を有する法人、町内で活動する団体をいいます。
- (2) 町 町長をはじめとするすべての執行機関をいいます。
- (3) 参画 町の政策や事業等の計画立案、実施及び評価等まちづくりの過程に、町民が主体的にかかわることをいいます。
- (4) 協働 私たちが、それぞれの役割と責任を担いながら、対等の立場で、相互に補完し、協力し合うことをいいます。

【趣 旨】

第2条は、この条例の中で使われる重要な用語について、共通の認識のために定義しています。

【解 説】

1 第1号関係

町民とは、町内に在住、在勤、在学する人及び町内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体をいい、居住や住民登録、納税の有無等に限らず、和寒町のまちづくりに係わる個人、団体を対象とした幅広い定義としています。

2 第2号関係

町とは、和寒町の行政執行の総体として「町」を定義したもので、町の執行機関と

して、町長のほかに、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会があります。

町長とは、町長個人ではなく、町長が代表の組織のことをいいます。

3 第3号関係

参画とは、町の政策の企画・立案等、様々な過程において、意見や提案を表明し、具体的な行動をとおして、主体的にまちづくりに係わることをいいます。

参画は、単に参加するだけではなく、意思形成に加わることで責任ある行動が求められるという意味も含んでいます。

4 第4号関係

協働とは、まちづくりの主体である私たちがそれぞれの役割と責任分担に基づいて、お互いの立場や特性を尊重しながら、まちづくりの目標を実現するために協力し合うことをいいます。

また、「それぞれの役割と責任」とは、第5章の「役割と責任」で定めています。

(基本理念)

第3条 私たちは、町民憲章の精神を尊重し、次に掲げることを基本理念として、地方自治の確立を目指します。

- (1) 私たちは、地域社会の課題を自ら解決していくことを基本として、その総意によるまちづくりを進めます。
- (2) 私たちは、一人ひとりがまちづくりの主体であることを理解しあい、参画と協働によるまちづくりを進めます。
- (3) 私たちは、お互いの人権を尊重し、違いを認め合い、健康で豊かな心身を育み、安全・安心のまちづくりを進めます。

【趣 旨】

第3条は、「前文」や「目的」を受け、私たちがまちづくりを進める際に共有すべき基本的な考え方を「基本理念」として定めています。

【解 説】

1 第1号関係

自治を進めるうえでの基本的な考え方として、町民自らが地域社会の課題を解決していくことを基本とし、町民の総意を自治体運営に反映させることを定めています。

2 第2号関係

自治の主役は町民であることを確認したうえで、町民一人ひとりが参画と協働によりまちづくりを行なうことを定めています。

3 第3号関係

町民が、憲法第13条等で本来保障されている権利を確認し、まちづくりのなかでも、健康で豊かな心身を育み、安全・安心のまちづくりを進めることが重要であることを定めています。

【参 考】

○日本国憲法第13条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第2章 基本原則

【解 説】

第2章では、目的の達成や基本理念に基づくまちづくりを進めるために、私たちが守ることが必要な3つの基本原則について第4条から第6条で定めています。

（情報の共有）

第4条 まちづくりに関する情報は、私たちがお互いに共有することを基本とします。

【趣 旨】

第4条は、まちづくりの情報についての基本的な考え方を定めています。

【解 説】

まちづくりに関する情報を共有することは、参画と協働のまちづくりを行うための前提条件で、そのことで、初めて対等な議論ができ、町民、町議会及び町がそれぞれ持つ情報を共有財産とすることを定めています。

（町民参画）

第5条 まちづくりは、その主体となる町民一人ひとりの参画により進めていくことを基本とします。

【趣 旨】

第5条は、町政の運営における町民参加の基本的な考え方を定めています。

【解 説】

町民が町政へ参画する機会を保障するとともに、町民同士、町民と町、それぞれの役割分担と責任に基づいて、お互いの立場や特性を尊重しながら協力し合い、まちづくりに取り組んでいくことを定めています。

（協働）

第6条 まちづくりは、それぞれの自主性を尊重し、お互いの特性を発揮しながら、協働により進めていくことを基本とします。

【趣 旨】

第6条は、協働のまちづくりについての基本的な考え方を定めています。

【解 説】

町民、町議会、町がまちづくりを進める上で、特に重要な自治の基本原則として、それぞれの役割と責任に基づく自主性を尊重し、お互いに協力、あるいは、補い合いながら地域の様々な課題解決に取り組む「協働によるまちづくり」を進めることを定めています。

第3章 町民の権利と役割

【解 説】

第3章では、第2章の基本原則を受けて、まちづくりの主体である町民の持つ権利と果たすべき役割について第7条から第9条で定めています。

（町民の参画する権利）

第7条 町民は、まちづくりの主体として等しくまちづくりに参画する権利を有します。

【趣 旨】

第7条は、まちづくりにおける町民の参画する権利について定めています。

【解 説】

まちづくりの主体である町民には、第三者の意思などに束縛されることのない当然の権利として、町政やまちづくり活動に自由・平等な立場で参画できることを定めています。

（町民の知る権利）

第8条 町民は、町が保有するまちづくりに関する情報の提供を受け、自ら取得する権利を有します。

【趣 旨】

第8条は、まちづくりにおける町民の知る権利について定めています。

【解 説】

まちづくりの情報は、町民の共有の財産としていることから、町民は、当然の権利として「知る権利」を有することを定めています。（第4条「情報の共有」）

（町民の役割）

第9条 町民は、一人ひとりが役割を自覚し自ら進んで考え、お互いに意見を理解し尊重しあい、責任ある行動をとり、より活力ある地域社会づくりに努めます。

【趣 旨】

第9条は、まちづくりにおける町民の守るべき役割について定めています。

【解 説】

町民の役割として、「より良い地域社会の実現に向けた行動」を述べています。和寒町の発展のためには、町民一人ひとりの主体的な町政への参加や行動が必要不可欠です。

しかし、自分のできる範囲は、一人ひとりの置かれている状況が違ふことから、強制されることなく、自らの意思を持って行動することを定めています。

第4章 町民参画の推進

【解 説】

第4章では、第2章の基本原則を受けて、まちづくりの主体である町民の町政への参画について第10条から第12条で定めています。

(町民参画の推進)

第10条 町は、町民の様々な意向が町政に反映されるよう、町民参画の機会拡充に努め、その仕組みを整えます。

2 町は、それぞれの事案に応じて効果的な町民参画の手法を選択するとともに、これを公表し、実施します。

【趣 旨】

第10条は、町民参画の基本原則に基づき、町が果たすべき基本的な考え方を定めています。

【解 説】

1 第1項関係

町は、まちづくりの主体である町民の意見要望等を的確に施策へと反映していくため、町民が参画できる機会の充実に努め、その体制づくりを整えることを定めています。

2 第2項関係

町民の参画手法について定めています。例えば町民アンケートによる意見聴取や公聴会、パブリックコメント等様々な手法があり、最も効果的な方法を選択して、その参画方法を町民に知らせ実施することを定めています。

【参 考】

パブリックコメントとは：

広く町民の生活に関わる重要な事項を定める計画及び条例の立案などに当たって、素案の段階で内容を公表し、これらについて町民から提出された意見等を考慮して意思決定を行なうことをいい、これら意見等に対する町の考え方を公表する一連の手続きのことを、パブリックコメント手続き（意見手出手続）という。

(自治会活動やボランティア活動等の推進)

第11条 町民は、暮らしやすい地域社会を築くため、自治会活動やボランティア活動等を自由な意思に基づいて形成し、積極的に参加するよう努めます。

2 町は、自治会活動やボランティア活動等の自主性及び自立性を尊重し、その活動に関わる施策を推進します。

【趣 旨】

第11条は、町民主体のまちづくりを進めるうえで核となる自治会活動など、その自治活動について町民及び町の役割について定めています。

【解 説】

町民一人ひとりが、自治会やボランティア団体などの活動を通じて自治活動に参加することは、最も身近な生活の場である地域社会の活性化のために、欠くことのできない取り組みであり、町民と町との「協働のまちづくり」を進めていく上においても、その

重要性が増しています。

1 第1項関係

町民一人ひとりが地域の身近な課題を解決し、豊かな地域社会を実現するため、自治活動に積極的に参加することを定めています。

2 第2項関係

町は、町民の自治会活動等の自主性と自立性を尊重し、その活動のための環境づくり等の施策を進めることを定めています。

(町民投票)

第12条 町は、町政の重要な課題について、直接町民の意思を確認し、町政に反映させるため、町民投票を実施することができます。

2 町と町議会は、町民投票の結果を尊重します。

【趣 旨】

第12条は、直接町民の意思を問う町民投票制度について定めています。

【解 説】

1 第1項関係

町政の重要な課題を対象に、町民が投票によりその意思を直接表明する「町民投票」を実施できることを定めています。

町民投票制度には、「常設型」と「非常設型」があります。「常設型」とは、あらかじめ町民投票条例を制定し、町民投票を求める手続きや投票資格者、投票方法などを規定することから、案件ごとに議決を要せずに町民投票が実施できる制度をいいます。これに対して「非常設型」は、案件ごとにその都度、議会の議決を経て条例を制定し、町民投票を実施する制度をいいます。

この条例で規定する町民投票は、「非常設型」の町民投票制度となっており、投票資格者などの具体的内容については、その事案ごとに判断すべきものと考え「非常設型」を選択しています。

2 第2項関係

町民投票の結果に法的拘束力を持たせることは認められませんが、まちづくりの主体である町民が表明した意思として、町と町議会は、その結果を尊重することを定めています。

【参 考】

- 地方自治法第74条第1項（条例の制定又は改廃の請求とその処置）

普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに負担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。

- 地方自治法第112条第1項（議員の議案提出権）

普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。但し、予算については、この限りではない。

第5章 町の役割と責務

【解 説】

第5章では、町の代表者である町長及び町職員が守るべき役割と責務について第13条から第14条で定めています。

(町長の責務)

第13条 町長は、町政の最高責任者として、町民の信託に応え、この条例を守り、公正かつ誠実に町政を執行し、まちづくりの推進に努めます。

【趣 旨】

第13条は、町政の代表者である町長の守るべき責務について定めています。

【解 説】

町民の直接選挙によって選ばれる町長は、町政が町民の信託を受けたものであり、また、町民に対して直接に責任を負う立場にあることを深く認識するとともに、町民が主体となった自治を実現するため、この条例を誠実に守って町政を運営しなければならないことを定めています。

【参 考】

- 地方自治法第147条（長の統轄代表権）
普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する。

(職員の責務)

第14条 職員は、公正、公平な立場でこの条例を誠実に守り、町民の視点に立って職務を効果的に行うよう努めます。

- 2 職員は、自らも地域社会の一員であることに自覚を持ち、積極的にまちづくりの推進に努めます。
- 3 職員は、職務の遂行に必要な知識、技能などの向上に努めます。

【趣 旨】

第14条は、職員が守るべき責務について定めています。

【解 説】

1 第1項関係

町長の補助執行者である町職員には、町長を支える役割があることを深く認識するとともに、町民が主体となったまちづくりを実現するため、この条例を誠実に守って仕事を行うことを定めています。

2 第2項関係

町職員は、町長と同様に公正で民主的な町政運営に努めるのは当然のことですが、町職員は、自分も町民の一員、社会の一員であることを自覚し、常に町民の視点に立って仕事を行うことを定めています。

3 第3項関係

町職員は、町民の信託を受けた町長の補助執行者として、与えられた仕事は責任を持って遂行するとともに、社会経済情勢の変化や町民の意向に的確に対応した町政を進めるため、必要な知識や技能を自ら高める努力を行うことを定めています。

【参 考】

- 地方公務員法第 30 条（サービスの根本基準）
すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。
- 地方公務員法第 35 条（職務に専念する義務）
職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

第 6 章 行政運営

【解 説】

第 6 章では、町長を長とする行政が、町民を主体とした行政運営を進めるための基本的な考え方について第 15 条から第 25 条で定めています。効果的な行政組織や政策執行の最上位計画である総合計画の策定、事業の行政評価、健全な財政運営、審議会等のあり方、情報の共有や個人情報の保護などの原則を定めています。

（行政組織）

第 15 条 町は、社会や経済の情勢及び政策課題の変化に柔軟に対応するため、町民にわかりやすく、機能的で効果的な組織を編成します。

【趣 旨】

第 15 条は、町の組織・体制についての原則を定めています。

【解 説】

地方分権、少子高齢社会の到来など急速な社会経済情勢の変化や住民ニーズの多様化・高度化などに柔軟に対応し、各課が連携を図り適切にサービスを提供できるよう、効率的で機動的な行政組織（各課・グループなど）の体制を整備することを定めています。

「町民にわかりやすく」とは、組織の名称の分かりやすさはもとより、どのような組織体制が町民にとって有益で、機能的に素早い対応が取れるかということを念頭に、常に柔軟に組織の編成を考えていかなければなりません。

【参 考】

- 地方公務員法第 138 条の 3（執行機関の組織）
普通地方公共団体の執行機関の組織は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、それぞれ明確な範囲の所掌事務と権限を有する執行機関によつて、系統的にこれを構成しなければならない。
普通地方公共団体の執行機関は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、執行機関相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない。
普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の執行機関相互の間にその権限につき疑義が生じたときは、これを調整するように努めなければならない。

(総合計画)

第 16 条 町は、計画的な行政を運営するため、まちづくりの将来目標などを定めた基本構想と、これを具体化するための計画（以下「実施計画」という。）で構成する総合計画を策定します。

2 町は、総合計画を最上位の計画と位置付け、町が行う政策は、法令の規定によるものや緊急を要するものを除き、総合計画に基づいて実施します。

3 町は、総合計画のほかに特定分野ごとの計画の策定にあたっては、総合計画と整合性を図り、計画相互間の体系化に努めます。

4 町は、社会や経済の情勢変化に弾力的に対応するため、第 1 項に規定する実施計画に盛り込まれた事業を毎年度見直しするとともに、効率的かつ効果的な事業の進行に努めます。

5 町は総合計画の成果を把握するとともに評価を加え、適切な進行管理を行い、進捗状況を公表します。

【趣 旨】

第 16 条は、総合的・計画的な町政運営を行うための基本となる総合計画について定めています。

【解 説】

1 第 1 項関係

町は、長期的な視点に立ち、総合的で計画的な町政運営を行うため、総合計画を策定することを定めています。総合計画は、地方自治法の規定に基づき、町議会の議決を経て基本構想を定め、その基本構想を具体化する実施計画で構成されています。

2 第 2 項関係

総合計画は、町政運営を進めるための最上位計画と位置付けして、町の政策は特別な場合を除き、総合計画に基づいて行うことを定めています。

3 第 3 項関係

総合計画は、町の最上位計画であることから、特定分野別に策定される個別計画の内容は、総合計画と整合性のある内容にすることを定めています。

4 第 4 項関係

実施計画は、予算と直結していることから、社会や経済の情勢変化に対応できるよう毎年度見直し、効率的で効果的な事業を行うことを定めています。

5 第 5 項関係

総合計画に基づく各種事業の成果を把握するとともに事業評価を行い、適正な業務執行と事業運営の進行管理を行い、その進捗状況を町民に公表することを定めています。

(行政評価)

第 17 条 町は、施策、事業が効率的かつ効果的に実施されているかどうかを点検するため、行政評価を実施します。

2 町は、行政評価の過程や結果を公表するとともに、これを町の施策、事業に反映します。

【趣 旨】

第 17 条は、町の施策や事業について、点検や見直しを行う行政評価について定めています。

【解 説】

1 第 1 項関係

施策、事業が効率的で効果的に実施されているか、計画(Plan)実行(Do)検証(Check)改善(Action)のサイクルによる行政評価の実施について定めています。

2 第 2 項関係

事業の実施により、町民生活がどのように変わったか、どのような効果があったかなど、町民がその必要性を判断できるよう評価の過程や結果を公表し、改善策や今後の計画・実施に結びつけることを定めています。

(財政運営)

第 18 条 町は、中長期的な財政見通しのもとに、総合計画及び行政評価の結果を踏まえて、予算を編成するとともに、効率的かつ効果的な行政運営による健全な財政運営に努めます。

2 町は、毎年度の予算及び決算その他財政に関する事項を町民にわかりやすく公表します。

【趣 旨】

第 18 条は、財政運営に関する原則と財政情報の公開について定めています。

【解 説】

1 第 1 項関係

人口減少や少子高齢化が進む中、景気の低迷や税収の落ち込み、国の三位一体改革によって地方交付税の削減など町の財政は厳しい状況に置かれています。

町の予算は単年度で編成されていますが、将来にわたり健全な財政運営を行うため、中長期的な視点に立った総合計画や行政評価と予算を連動し、財政の状況を総合的に把握し確かな分析を行い、明確な方針のもとにより効果的な予算編成を行い、最小の経費で最大限の効果をあげる健全な財政運営を行なうことを定めています。

2 第 2 項関係

町の財政がどのように運営され、どのような状況にあるのか町民と情報を共有し、行政への感心・意識を高めるため、財政状況を分かりやすく公表することを定めています。

町では、地方自治法第 243 条の 3 第 1 項「財政状況の公表等」及び「財政状況の公表に関する条例(昭和 49 年 3 月 16 日条例第 4 号)」において規定されており、広報誌やホームページで公表しています。

【参 考】

○ 地方自治法第 243 条の 3

普通地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、毎年 2 回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を住民に公表しなければならない。

(行政運営の効率化)

第 19 条 町は、効率的かつ効果的に行政運営を行うため、行財政改革大綱を策定し、行政改革を積極的に進めます。

2 町は、行財政改革大綱及びその進捗状況を公表します。

【趣 旨】

第 19 条は、行政運営に関する原則と行政情報の公開について定めています。

【解 説】

1 第 1 項関係

地方分権化の推進や厳しい財政状況のもと、ますます複雑・多様化する町民ニーズに的確に対応し、基礎的自治体としての責任を果たし、満足度の高い自治体運営を行うためには、限られた財源を効率的・効果的に活用することが求められています。

和寒町が個性と魅力あふれる元気な町であり続けるために、第 3 次和寒町行政改革大綱（計画期間：平成 18 年度～平成 22 年度）」を策定していますが、行政改革を引き続き策定し積極的に推進していくことを定めています。

2 第 2 項関係

町民への説明責任を果たし、情報の共有、行政への関心を高めるため、行政改革について分かりやすく公表することを定めています。

（説明責任）

第 20 条 町は、行政運営の公正の確保と透明性の向上を図るため、町の実施する施策、事業について、その内容及び意思決定の過程を町民にわかりやすく説明します。

2 町は、まちづくりに関する町民からの意見、提案、要望、苦情等に対し、速やかに調査、検討その他の必要な措置を講じ、誠実に対応します。

【趣 旨】

第 20 条は、行政運営に関して町民に果たすべき説明責任について定めています。

【解 説】

1 第 1 項関係

町は、町民から求められた情報を提供するだけでなく、施策の立案から実施及び評価に至るまでの過程等を、様々な機会や手段を活用し、町民にわかりやすく具体的に説明していく責任があることを定めています。

2 第 2 項関係

町民から寄せられる様々な意見、提案、要望、苦情等は、日頃の業務ではなかなか気付くことができない貴重な財産です。これらの意見要望等を速やかに調査検討し、それぞれの対応策を誠実に実行することはもちろんのこと、今後の町政運営に役立てていくことを定めています。

（審議会等）

第 21 条 町は、まちづくりに関する重要な政策課題を町民とともに解決するため、審議会等を設置することができます。

2 町は、審議会等の委員には、公募の委員を加えるよう努めます。

3 審議会等の会議、資料、議事録は原則として公開します。

【趣 旨】

第 21 条は、町民参画の場となる審議会等についての原則を定めています。

【解 説】

1 第 1 項関係

審議会等は、まちづくりに関する重要な政策課題を審議するため町民代表者で構成し、町の諮問を受けて意見を具申する機関として設置することを定めています。

2 第2項関係

審議会等の委員には、様々な年代、性別、地域特性などを考慮し公募委員の登用に務め、公正で公平な施策となるよう、多くの町民の意見が町づくりに反映されるよう配慮することを定めています。

3 第3項関係

審議会等の会議、資料、議事録は原則公開とすることを定めています。個人のプライバシーに関することや町民の不利益となるような事例がある場合は考慮します。

(安全なまちづくり)

第22条 町は、町民の生命、財産及び暮らしの安全を確保するとともに、災害等の緊急時における危機管理体制の整備に努めます。

2 町民は、お互いに助け合い行動できるよう、防災等に対する意識の高揚を図り、地域における連携協力体制の整備に努めます。

【趣 旨】

第22条は、地域の危機管理体制など、災害等に対する町及び町民の役割について定めています。

【解 説】

1 第1項関係

町は、町民の生命、財産及び生活基盤の安全の確保に努めるとともに、自然現象による防災体制の他、不測の緊急事態に対する組織的な危機管理体制の整備に努めることを定めています。

2 第2項関係

町民は、災害等の発生時にお互いに助け合い行動できるよう意識の高揚と自らの役割を認識し、地域での連携協力体制の整備に努めることを定めています。

【参 考】

○地域防災計画（H20.5策定）

災害対策基本法（昭和32年法律第223号）及び北海道地域防災計画に基づき、和寒町防災会議が作成した町の防災に関する計画。

○国民保護計画（H19.3策定）

町民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確に実施するため作成した国民の保護に関する計画。

(情報公開)

第23条 町は、保有する情報が町民と共有できる財産であることを認識し、積極的に公開し、かつわかりやすく提供するよう努めます。

【趣 旨】

第23条は、町民に対する情報の公開について定めています。

【解 説】

町民が町政運営に参加するためには、情報の共有が必要不可欠です。このため、情報は町民と共有する財産であることを認識し、情報をわかりやすく公開・提供していくことを定めています。なお、町が保有する情報の公開の手續等については、和寒町情報公

開条例で定めています。

【参 考】

- 和寒町情報公開条例（H10.12 制定）

（個人情報の保護）

第 24 条 町は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報の収集、利用、提供、管理等について必要な措置を講じます。

【趣 旨】

第 24 条は、町が保有している個人情報の保護について定めています。

【解 説】

町が保有する個人情報の適正な取り扱いに関して必要な事項を定めることにより、町民の基本的な人権を守ることを定めています。

なお、個人情報の適切な保護及び町民の自己に係る個人情報の開示請求等の手続等については、和寒町個人情報保護条例で定めています。

【参 考】

- 和寒町個人情報保護条例（H16.12 制定）

（行政手続）

第 25 条 町は、町民の権利利益を保護するため、町民からの申請に対する処分、不利益処分、行政指導などの行政手続きを公正に行います。

【趣 旨】

第 25 条は、行政運営の公正の確保と透明性の向上を図り、町民の権利と利益を保護するため、行政の手続きについて定めています。

【解 説】

町は、町政の執行に伴い、町民の利害に関わる処分等を行うことがあることから、町民の権利利益を保護するため、町民からの申請などに対する手続きを適切かつ公正に行うことを定めています。町では、信頼され透明性の高い町政運営を推進するため、平成 9 年に「和寒町行政手続要綱」を制定しています。

【参 考】

- 申請に対する処分・・・許可や認可などの申請に基づき、行政機関が行なう決定の行為。
- 不利益処分・・・許可の取消しや、営業停止命令など行政機関がその権利を制限したり義務を課したりする行為。
- 行政指導・・・・・・特定の人や事業者などに一定の作為または不作為を求める行為（指導・勧告・助言など）。

第7章 議 会

【解 説】

第7章では、町民に選ばれ信託された大切な機関である議会及び議員の責務について、その原則を第26条から第27条で定めています。

（議会の責務）

第26条 議会は、町民の意思決定機関として、町民の意思が町政の運営に適切に反映されるよう活動します。

2 議会は、町政が適切かつ効果的に実施されているか調査及び監視するとともに、議決した内容及びその過程を町民にわかりやすく明らかにします。

【趣 旨】

第26条は、議会の基本的な責務として、意思決定機関の責務及び監視機関の責務について定めています。

【解 説】

1 第1項関

議会は、町民の直接選挙によって選ばれる代表機関で、地方自治法で定められている町民の意思決定機関（議決機関）として、町民の意思が町政の運営に適切に反映されるよう活動することを定めています。

2 第2項関係

議会は、町政の運営が公正かつ適正に行われているかを調査・監視し、議会で議決した内容や過程を町民にわかりやすく説明することを定めています。

（議員の責務）

第27条 議員は、この条例の基本理念を遵守し、町民の信託に対する自らの責任を誠実に果たします。

【趣 旨】

第27条は、町民の代表である議員の責務について定めています。

【解 説】

議員は、町民の直接選挙によって選ばれた町民の代表であり、この条例に定める理念や原則を遵守するとともに、町民から信託を受けたものであることを深く認識し、豊かなまちづくりの実現に向けて議会活動を行なうことを定めています。

第8章 連携と協力

【解 説】

第8章では、国・北海道及びその他の自治体との連携、協力などの原則を第28条で定めています。

（他自治体等との連携）

第28条 町は、共有する課題を解決するため、国、北海道その他の自治体と相互に連携を図りながら、広域的な視点に立ったまちづくりに努めます。

2 町は、広域連合や一部事務組合等を活用し、近隣の自治体との連携、協力を積極的に進め、効率的な行政運営と町民へのサービスの向上に努めます。

【趣 旨】

第 28 条は、国・北海道及びその他の自治体との連携、協力と広域事務による事務の効率化について定めています。

【解 説】

1 第 1 項関係

地方分権の精神を踏まえ、国や北海道、市町村とそれぞれの役割分担のもと、対等な立場で相互に連携を図りながらまちづくりを推進していくことを定めています。

2 第 2 項関係

地方公共団体が抱えている共通の課題に対し、単独では解決が難しく広域で連携・協力して取り組むことによって効率的・効果的に解決を図ることができる場合に、連携・協力してその解決を図ることを定めています。

【参 考】

- 広域連合・・・ 広域にわたり処理することが適当であると認められる事務に関し、広域計画を作成し、必要な連絡調整を図り、総合的かつ計画的に広域行政を推進します。 例・北海道後期高齢者医療広域連合
- 一部事務組合・・・ 1 市町村では対応できない、あるいは広域で取り組んだ方が効率的である等の理由で事務の一部を共同処理するために設立されるものです。 例・消防事務組合

その他広域で行なっているもの

・ 生ごみ、プラスチック処理 ・ し尿処理 ・ 介護認定審査会

第 9 章 条例の見直し

【解 説】

第 9 章では、条例の実効性を確保するための見直しについて、第 29 条で定めています。

(条例の見直し)

第 29 条 町と議会は、この条例が目的を達成するために有効に機能しているかどうかについて絶えず点検を行い、必要な場合はこの条例を見直します。

【趣 旨】

第 29 条は、条例の見直しについて定めています。

【解 説】

この条例は、和寒町の最高規範に位置付けられていることから、永続性が必要となりますが、まちづくりの進展や協働のあり方など、社会情勢の変化や法令の改正等によって本条例の内容に食い違いが生じた場合は、条例の見直しが考えられます。

条例が有効に機能しているかどうかを常に点検し、改正が必要な場合は、広く町民の意見を聴く必要があります。